

退職金共済

（この共済は所得税法施行令（第73条）に基づく「特定退職金共済制度」（略称「特退共」）として国の承認を得て実施しています。）



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度にお申込みいただいた場合の事業主(共済契約者)およびご加入者(被共済者)の方々の氏名・性別・生年月日等個人情報(以下、「個人情報」という。)は、次のとおりお取り扱いさせていただきます。なお、お申込みにあたりましては、本取扱いについてご加入者(被共済者)のご同意を加入申込書への記名・押印により確認させていただきます。

- ① 当所は個人情報を本制度の事務手続き、および当所が実施する各種サービスのご案内・ご提供のために使用するとともに、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(当該保険契約の事務幹事会社。以下、「アクサ生命」という。)および共同取扱保険会社(以下、「共同取扱会社」という。)にこれを提供いたします。
- ② アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」という。)は、当所から提供を受けた個人情報を各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、この目的の範囲内で当所および事業主(共済契約者)、また他の共同取扱会社に対し必要な範囲内でこれを提供いたします。
- ③ ご加入後、個人情報に変更が発生した際にも、引き続き当所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じて個人情報をお取り扱いいたします。
- ④ 新企業年金保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主(共済契約者)およびご加入者(被共済者)の個人情報が変更後の引受保険会社に提供され引き継がれます。

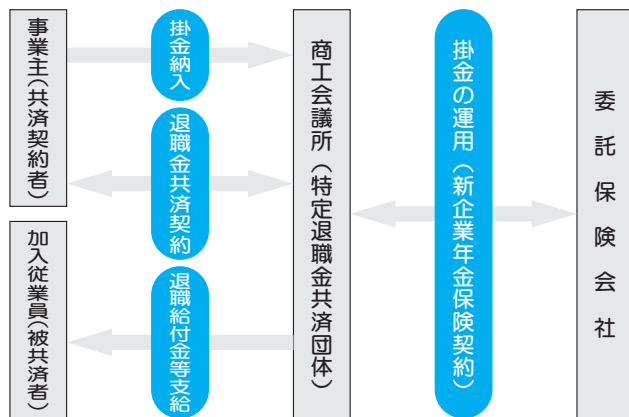


制度の特色

- ・ 商工会議所が管理運営するので将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- ・ 中小企業が共同の力を結集し、大企業並みの退職金制度が確立できます。
- ・ 退職金制度の確立は従業員の確保と定着に役立ちます。
- ・ 掛金は1人あたり、月額30,000円まで全額損金または必要経費に計上できる税制面の特典があります。
- ・ 中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

契約のしくみ

小樽商工会議所地区内の事業主が、商工会議所と退職金共済契約を結び、従業員が退職した時は、事業主にかわって商工会議所が加入従業員に直接退職給付金等を支払います。



給付金の種類および受取人

1. 退職給付金

被共済者(加入従業員)が退職したとき支給されます。なお、年の中で退職または死亡したときは、月単位で計算された額が支払われます。

表Ⅰ

| 加入期間 | 5 口 | 10 口 | 15 口 | 20 口 | 30 口 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 年 | 56,000 | 112,000 | 168,000 | 224,000 | 336,000 |
| 2 | 112,500 | 225,000 | 337,500 | 450,000 | 675,000 |
| 3 | 169,450 | 338,900 | 508,350 | 677,800 | 1,016,700 |
| 4 | 226,850 | 453,700 | 680,550 | 907,400 | 1,361,100 |
| 5 | 284,700 | 569,400 | 854,100 | 1,138,800 | 1,708,200 |
| 6 | 343,000 | 686,000 | 1,029,000 | 1,372,000 | 2,058,000 |
| 7 | 401,800 | 803,600 | 1,205,400 | 1,607,200 | 2,410,800 |
| 8 | 461,050 | 922,100 | 1,383,150 | 1,844,200 | 2,766,300 |
| 9 | 520,800 | 1,041,600 | 1,562,400 | 2,083,200 | 3,124,800 |
| 10 | 581,000 | 1,162,000 | 1,743,000 | 2,324,000 | 3,486,000 |
| 15 | 889,350 | 1,778,700 | 2,668,050 | 3,557,400 | 5,336,100 |
| 20 | 1,210,250 | 2,420,500 | 3,630,750 | 4,841,000 | 7,261,500 |
| 25 | 1,544,150 | 3,088,300 | 4,632,450 | 6,176,600 | 9,264,900 |
| 30 | 1,891,650 | 3,783,300 | 5,674,950 | 7,566,600 | 11,349,900 |

(表Ⅰ・表Ⅱは、経済情勢等により、改正されることがあります。)

2. 遺族給付金

被共済者(加入従業員)が死亡したとき支給されます。

被共済者(加入従業員)が死亡したときは、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

3. 退職年金

加入10年以上の退職者が希望するとき支給されます。

表Ⅱ

| 加入期間 | 10 年 年 金 月 額 | | | | |
|------|--------------|--------|--------|--------|---------|
| | 5 口 | 10 口 | 15 口 | 20 口 | 30 口 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 10 年 | | 10,300 | 15,450 | 20,600 | 30,900 |
| 15 | | 15,760 | 23,640 | 31,520 | 47,280 |
| 20 | 10,720 | 21,440 | 32,160 | 42,880 | 64,320 |
| 25 | 13,680 | 27,360 | 41,040 | 54,720 | 82,080 |
| 30 | 16,755 | 33,510 | 50,265 | 67,020 | 100,530 |

〔注〕年金は、10年間支給され、表Ⅱの年金月額は、3ヵ月分まとめて年4回支払われます。

なお、1回の支払い金額が10,000円に満たない場合はお取り扱いできませんので、予めご了承下さい。

4. 解約手当金

契約が解除されたとき(掛金の払込みを怠ったとき等)は、被共済者(加入従業員)に解約手当金を支払います。解約手当金は、被共済者(加入従業員)指定の口座に振込んで支払います。

なお、この解約手当金の金額は退職給付金額と同額です。

※解約について

この制度は共済契約者(事業主)の都合で共済契約を解除(解約)することはできません。

つぎのような場合のみ認められます。

- ① 被共済者(加入者)の同意を得たとき。
- ② 掛金の納入を継続することが困難であると商工会議所が認めたとき。

5. 給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は被共済者(加入従業員)です。給付金は、被共済者(加入従業員)指定の口座に振込んで支払います。

なお、本人死亡のときは、労働基準法施行規則第42条ないし第45条に定める遺族補償を受ける者の範囲および順位によります。

〔注〕いかなる場合(懲戒解雇を含む)にも事業主は給付金の受取人になることはできません。

加入について

1. 加入の条件

小樽商工会議所地区内に事業所を有する事業主であれば、退職金共済契約を締結することができます。

この制度を利用することにより、賃金支払確保法第5条に定める「退職手当の保全措置」の要件を充たしたものととして取扱われます。

給付金の請求について

2. 加入させる従業員（被共済者）

全従業員を加入させなければなりません、つぎの方々は加入できません。

- (1) 事業主および事業主と生計を一にする親族
- (2) 法人の役員（使用人兼務役員は除く）
- (3) 他の特定退職金共済団体の被共済者（加入従業員）

なお、つぎの方々は必ずしも加入させる必要はありません。

- ㊦ 期間を定めて雇われている者
- ㊧ 季節的な仕事のために雇われている者
- ㊨ 試用期間中の者
- ㊩ 非常勤の者
- ㊪ 休職中の者

3. 加入の手続

加入申込は毎月お取扱いいたしますが、各月5日を締切日とし翌月1日より効力が発生いたします。

共済契約申込書に所定の事項を記入し、商工会議所、または委託保険会社共済制度推進員に申し込んでください。

4. 掛金および掛金の負担者

- (1) この制度の掛金は、月額1口1,000円から30口30,000円です。
- (2) 従業員の過去勤務期間を通算する場合は、基本掛金の他に過去勤務掛金が必要となります。
- (3) 掛金は共済契約者である事業主が全額負担しなければなりません。（この制度の掛金を従業員が負担することは認められません）

また、掛金として払込まれた金額は加入事業主に返還できません。

5. 掛金の払込方法

毎月の掛金の払込は、初回分より預金口座振替にて払込みいただけます。

預金口座振替については、市内金融機関をご指定いただき、掛金は前払いとし毎月20日（当日金融機関が休日の場合は翌営業日）に振替いたします。

6. 加入口数

加入は被共済者（加入従業員）1人について30口を限度とします。

7. 加入口数の増口

- (1) 加入口数の増口は毎月お取扱いいたします。
- (2) すでにご加入いただいている口数と合算して30口を超えることはできません。

8. 追加加入および増口の手続

追加加入および増口の手続は別途申込書に所定の事項を記入し、商工会議所または委託保険会社共済制度推進員に申し込んでください。

9. 被共済者証の発行

被共済者（加入従業員）に対して、「退職金共済制度被共済者証」を発行します。事業主から各被共済者に「退職金共済制度被共済者証」をお渡し下さい。

1. 提出していただく書類

(1) 退職給付金

㊦ 退職通知書兼給付金請求書

㊧ 退職所得の受給に関する申告書

なお、上記㊦、㊧の書類は同一用紙になっております。ただし、つぎに該当する方はこの申告書によらず所定の「退職所得の受給に関する申告書」をご提出ください。

- ① 本年中に他にも退職手当の支払を受けたことがある方。この場合、退職所得の源泉徴収票又はその写が必要となります。（この制度からの退職金を支払順位第2位と指定した場合）
- ② 前年度以前4年以内に退職手当の支払を受けたことがある方。

(2) 遺族給付金

㊦ 退職通知書兼給付金請求書

㊧ 被共済者の抹消された戸籍抄本又は死亡証明書（写し可）

(3) 退職年金

㊦ 退職通知書兼給付金請求書

㊧ 年金請求書

(4) 解約手当金

㊦ 解約通知書兼解約手当金請求書

㊧ 解約手当金申出書（被共済者全員の同意書）用紙は商工会議所または委託保険会社共済制度推進員にご請求ください。

2. 退職通知書兼給付金請求書の記入要領

(1) 事業所記入欄

㊦ 郵便番号、電話番号、所在地、事業所名および共済契約者氏名、必ず代表者印を押印してください。

㊧ 被共済者番号

㊨ 被共済者（加入従業員）氏名（必ずフリガナをご記入ください。）

㊩ 生年月日

㊪ 現在の加入口数

㊫ 退職・死亡日

㊬ 事由

(2) 受取人（被共済者または遺族）記入欄

㊦ 住所（郵便番号、電話番号もご記入ください。）

㊧ 氏名（預金者氏名）

必ず受取人氏名をご記入のうえ受取人印を押印してください。（フリガナもご記入ください。）

死亡退職の場合は、遺族受取人の氏名および被共済者との続柄をご記入ください。

㊨ 受取金融機関名等預金口座

(3) 退職所得の受給に関する申告書

・退職年金の受給、死亡退職および契約の解除の場合は記入不要となります。

・この申告書で要件を満たさない方は、この申告書によらず所定の「退職所得の受給に関する申告書」をご提出ください。

㊦ 氏名（受取人の氏名をご記入のうえ押印してください。）

㊧ 現住所（受取人の現住所をご記入ください。）

㊨ その年の1月1日現在の住所

（退職した年の1月1日現在の受取人の住所をご記入ください。）

㊩ 退職所得の支払を受けることとなった年月日

（退職年月日をご記入ください。）

㊪ 退職の区分等

在職中に障害者となったため退職した方は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態等をご記入ください。

その他の方は、「一般」を○で囲んでください。

また、退職した年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方は、生活扶助の「有」を、その他の方は「無」を○で囲んでください。

(カ) 計算基礎となった勤続期間（この制度の加入期間）

この制度への加入年月日と退職年月日をご記入ください。

※「退職所得の受給に関する申告書」の提出のない場合は、支給金額の20%を源泉徴収することになります。

3. 退職給付金の減額(不払いの場合も含む)請求

懲戒解雇等の場合には、事業主(共済契約者)はその者(加入従業員)の退職給付金の減額・不払い等を申し出ることができます。

(1) 退職給付金の減額等の請求に必要な書類

(ア) 退職通知書兼給付金請求書

(イ) 退職所得の受給に関する申告書

なお、退職給付金の不払いの場合は記入不要となります。

(ウ) 退職金減額の申出書

〔注〕退職給付金の減額による不払額は、いかなる場合にも事業主(共済契約者)に返還されません。

4. 給付金のお受取方法

退職給付金等の請求があった場合、商工会議所は退職給付金等を被共済者(加入者)の預金口座に直接振込む方法により払います。

5. 退職給付金等のお支払い通知について

被共済者(加入従業員)には退職給付金等を預金口座に振込み後、支払者である商工会議所より、「お支払明細」および「源泉徴収票」を送付します。

通算制度について

退職金は一般にその企業限りのものですが、転職した場合、特定退職金共済制度間での通算や特定退職金共済制度と中小企業退職金共済制度との間で相互に退職金相当額を通算することができます。詳しくは、会員課までお問い合わせください。

(通算要件)

- 掛金が12カ月以上納付されていること
- 退職してから2年以内に申し出ること
- 退職金を請求していないこと

(通算先)

- ① 特定退職金共済制度（本制度及び全国各地の商工会議所・商工会等が取り扱っているもの）
- ② 中小企業退職金共済制度（勤労者退職金共済機構）

税務について

1. 掛金

- (1) 法人が負担した掛金（過去勤務掛金を含む）は全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条）
- (2) 個人事業主が負担した掛金（過去勤務掛金を含む）は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（所得税法施行令第64条）

2. 給付金

(1) 退職給付金

被共済者(加入従業員)が受取る退職給付金は「退職手当等とみなす給付金」として退職所得となります。（所得税法施行令第72条）

なお、課税対象額は次のとおりです。

(退職給付金額－退職所得控除額) × 1/2

〈参考〉退職所得控除額の計算の表

| 勤続年数(=A) | 退職所得控除額 |
|----------|------------------------------|
| 20年以下 | A×40万円 (80万円以下の場合には、80万円) |
| 20年超 | (A－20年)×70万円＋800万円 |

〔注〕退職所得が本制度によるものだけの場合、「勤続年数」は「当制度への加入期間」となります。

(2) 遺族給付金

被共済者(加入従業員)が死亡した場合に遺族が受取る遺族給付金は、死亡退職金として相続財産とみなされ、相続税の対象となります。（相続税法第3条）

なお、死亡退職金の非課税限度額は次のとおりです。

500万円×法定相続人数

(3) 退職年金

被共済者(加入従業員)が受取る退職年金は「公的年金等とされる年金」として雑所得となり、確定申告が必要となります。（所得税法施行令第82条の2）

(4) 解約手当金

被共済者(加入従業員)が受取る解約手当金は、一時所得となります。（所得税法施行令第76条及び第34条）

〈参考〉特別控除額50万円

他の所得と合算して確定申告をしてください。

解約手当金は、受取額が100万円超の場合は、所轄税務署に支払調書を提出いたします。

〈お問い合わせ先〉

小樽商工会議所総務部会員課

小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センター
☎(代表) 22-1177

担当者名

※当商工会議所は、下記の保険会社に資産運用を委託しています。

〈引受保険会社〉 アクサ生命保険株式会社（幹事）

大同生命保険株式会社

よろしく申し上げます